

1 案件名称

令和8年度大阪市緊急入院保護業務センターにおける個人情報を含む廃棄文書の回収及び再資源化処理業務委託 仕様書（概算契約）

2 共通仕様書の適用範囲

- (1) 本業務委託は、大阪市建設局（以下「本市」という）作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）」のうち「V 各種業務委託共通仕様書（以下、共通仕様書という）」第1編総則および「VI 提出書類の様式」に基づき実施するものとし、共通仕様書に記載されていない事項は、本特記仕様書によるものとする。
- (2) 共通仕様書の詳細については、本市ホームページ参照のこと。
なお、共通仕様書第1編総則の事項の内「大阪市建設局」の表記は「大阪市福祉局」と読み替えるものとする。
掲載 URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000518323.html>
- (3) 適用する共通仕様書に基づくとともに特記仕様書に基づき履行しなければならない。
- (4) 特記仕様書の記載事項は、共通仕様書より優先するものとする。

3 委託業務概要

本業務は、大阪市緊急入院保護業務センターが指定する日（土・日・祝日を除く日）に車両により廃棄文書を回収し、その際の積込作業並びに破碎・溶解により書類情報を読み取れないよう処理を施したうえでの再資源化処理を実施する。

4 関係法令の遵守等

受注者は、業務の遂行にあたり、「道路運搬車両法」、「道路交通法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）」その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

5 履行期限

令和8年12月22日（火）

6 業務内容

(1) 回収場所・予定数量

・実施場所

大阪市西区立売堀4-10-18（大阪市阿波座センタービル3階）

・予定数量

合計		1,500 k g
内訳	廃棄文書	1,300 k g
	シュレッダー	100 k g
	紙ごみ	100 k g

(2) 廃棄文書等の内容については、P P C用紙、段ボール、パイプファイル・バインダー等のファイル類、紐、ステープラー針、クリップ等（記載内容物については、参考であり記載以外のものも含まれる場合がある。）

(3) 廃棄文書等の回収は、発注者が指定する日（土日祝を除く）に契約日以降、1 回行うものとする。（9 時 30 分～17 時まで、ただし 12 時 15 分から 13 時 00 分は除く）
なお、詳細な回収日時及び回収方法等については、契約締結後、発注者が定める職員（以下「監督職員」と言う）と調整を行うこと。

7 提出書類

受注者は、監督職員が指示する共通仕様書の定める様式のほか、次の書類を提出すること。

（契約締結時）

- ・内訳明細書（別紙 1）（概算予定数量で記載すること）

本業務は、概算契約での業務となるため、受注者は契約締結時に単価を記載した内訳明細書を提出すること。

（業務着手前）

- ・業務計画書

- ア 業務内容（目的・概要）
- イ 実施方針
- ウ 作業班編成表及び業務責任者）
- エ 再資源化処理方法
- オ その他必要事項

（業務完了後）

- ・溶解処理の事実がわかる書類
- ・業務完了通知書
- ・内訳明細書（別紙 1）（数量確定後の内容で提出）
- ・契約確定承諾書

8 回収量

提出された計量票に記載された数量をもって回収量とし、出来高とみなす。

9 作業実施上の注意事項・遵守事項等

（1） 注意事項

- ・発注者の指定する引取場所に置かれている廃棄文書等を本市が指定する車両の停車場所まで搬出し、運搬車両に積み込むこと。その際、発注者の他業務に支障のないよう配慮すること。
- ・搬出に際してはエレベーター（最大積載量 750kg 11 人乗）の使用が可能であるが、専用的な使用は禁止する。

- ・車両の駐車場所については発注者側の指示に従うこと。

(2) 遵守事項

- ・履行にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）等の個人情報保護に関する関係法令を遵守すること。
- ・積み込みや積み降ろしなどの際には、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止する為の適正な管理を図ること。
- ・履行に際しては、荷崩れ・散逸等の事故を未然に防止する対策を講じ、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- ・万が一、書類が飛散等した場合、ただちに発注者に連絡するとともに、書類を回収すること。
- ・履行中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- ・作業員が履行中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、職を退いた以後においても同様とする。
- ・履行にあたっては、回収場所の施設規則等を遵守するとともに、建物内の損傷等を防ぐため、発注者の指示に従い「床養生」「壁養生」等の養生措置を行うこと。
- ・回収完了後は、紙くず等の散乱が残らないよう、回収場所、通路等の現場清掃を徹底すること。
- ・回収した文書等の中に含まれる不純物（クリップ・ステープラ針等）については、環境関係法令及び廃棄物関係法令等を遵守し、適切に処分すること。
- ・大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（「暴力団等の排除に関する特記仕様書」参照）
- ・その他特記仕様書（別紙参照）に記載の内容を遵守すること。
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守すること

(3) 「廃棄文書」の取り扱い

- ・「廃棄文書」は、必ず溶解処理を行うこと。
- ・回収した廃棄文書を一定期間、別の場所で保管する場合においても、上記遵守事項を遵守し保管すること。
- ・受注者が溶解する工場等を保有しておらず、別事業者へ依頼する場合は、別事業者にも上記遵守事項を遵守させるとともに、溶解処理を行う工場等までの経過を明確にし、それらが確認できる書類（契約書等写しでも可）を本市へ提出すること。
- ・溶解処理を行った後、早急に溶解処理の事実がわかる書類（溶解証明書等）を提出すること（様式は問わない）。なお、証明内容について、「証明書の発行日」、「証明者」、「搬入日」、「搬入業者名」、「溶解日」、「溶解場所」、「溶解する重量」、「溶解する内容」は必須項目とする。
- ・溶解処理の事前作業として、裁断・圧縮・梱包等を実施する際は、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。当該処理を別事業者へ依頼する場合も同様とする。

(4) 計量

- ・回収した廃棄文書については、計量法に基づく検査を受けた計量器により計量を行い、翌日までに発注者に計量結果を報告すること。

(5) 従事する業務関係者の業務心得

- ・迅速かつ丁寧な対応を行うよう常に心がけること。
- ・飲酒又は酒気を帯びて履行してはならない。
- ・火災、盗難及び事故等の防止に十分注意すること。
- ・施設の建物内・敷地内及びその周辺での喫煙は、一切禁止とする。
- ・履行にあたっては、監督職員及び施設管理者等の指示に従うこと。

(6) 損害賠償責任

- ・回収した廃棄文書が、受注者の関係者又は第三者によって他の目的に利用されないよう、十分な措置を講じること。万が一、廃棄文書の目的外利用等によって発注者に損害が生じた場合、発注者の指定する措置を講じるとともに、損害賠償等の責任を負うこと。
- ・受注者は、本業務を履行するにあたり、受注者の責に帰すべき理由により、本市の施設及び機械器具等を損壊し、または発注者あるいは第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負わなければならない。

(7) 事故処理

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を講ずるとともに、本市担当者に速やかに報告すること。

10 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 廃棄文書の回収及び再資源化処理（溶解処理を除く）
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に定める業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務において

は、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び駐車代金、処分費の一切は、受注者の負担とする。

11 概算契約

本契約は概算契約であり、契約単価は契約時に示した単価とする。契約当初においては概算で契約し、後日、数量を確定するものとする。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細書（別紙1）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。なお、1円に満たない端数が生じた場合は切り捨てることとする。

12 検査・計量

受注者は、監督職員が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

13 その他

- (1) 本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は下記担当へ確認し、内容を熟知したうえで見積書を作成すること。
- 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、関係法令に従い。監督職員と受注者が協議し、これを取り決めることとする。

14 本仕様書に関する問い合わせ先

大阪市福祉局緊急入院保護業務センター 担当（長島・石井）

TEL06-6543-7211 FAX06-6543-7188

			別紙 1
	内訳明細書		
種別	数量 (k g)	単価 (円 / k g)	金額 (円)
回収及び処理費			
計 (税抜) (円)			0
消費税及び地方消費税相当額			0
総計 (税込) (円)			0
受注者			

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。